

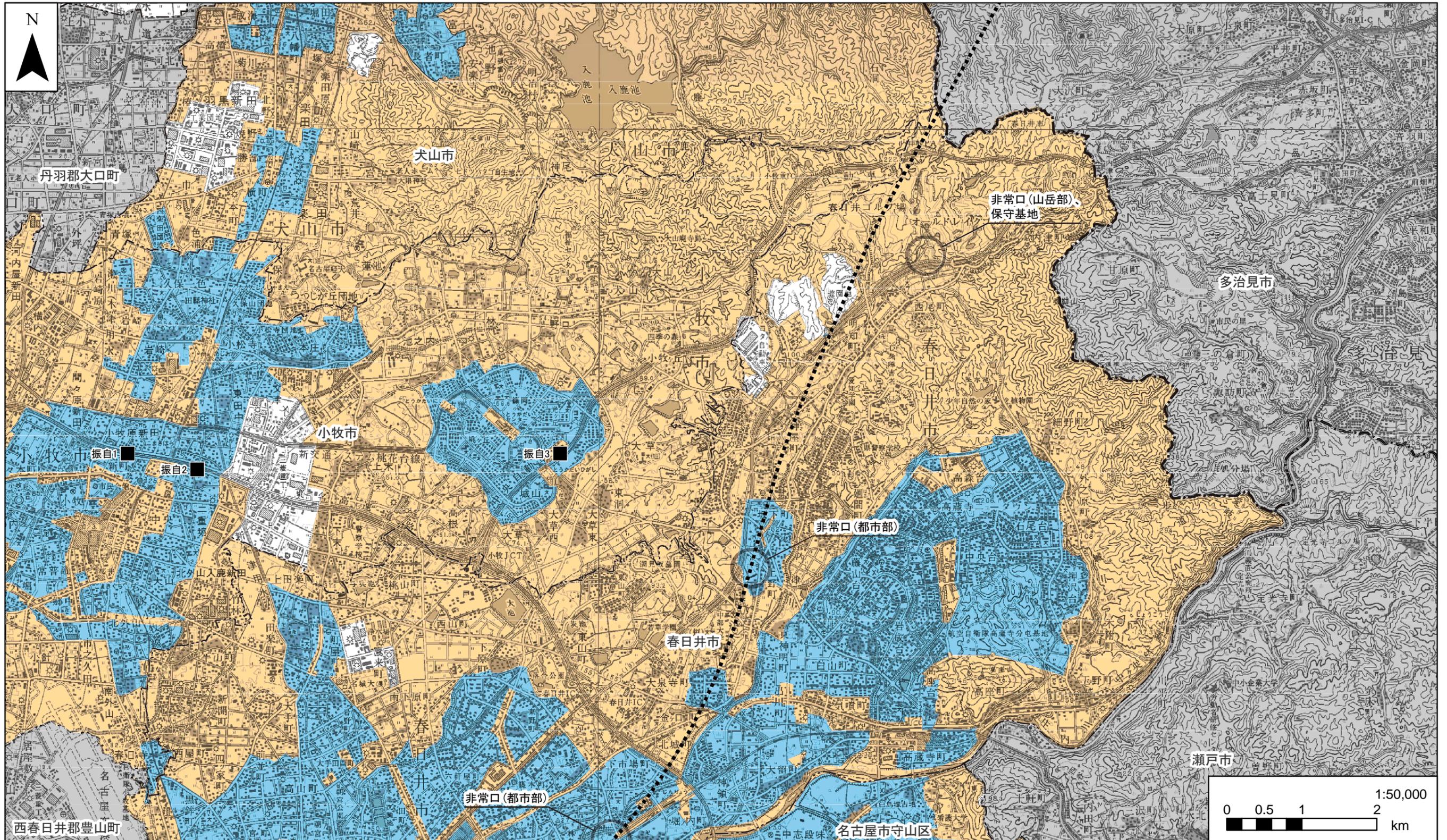
### 3) 振 動

対象事業実施区域及びその周囲の振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点は、図 4-2-1-11 に示すとおりである。

#### ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の道路交通振動に関する測定結果は、表 4-2-1-29 に示すとおりであり、全ての地点において要請限度を下回っている。

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道振動に関する測定結果は、表 4-2-1-30 及び表 4-2-1-31 に示すとおりである。新幹線鉄道振動の測定地点は中村区に 1 地点あり、その測定結果は「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）に示された指針値を達成している。なお、在来線鉄道についても、測定地点を設けて測定は実施されているが、指針値等の評価基準は定められていない。



凡例

..... 計画路線（トンネル部）    - - - 県境    - - - - 市区町村境

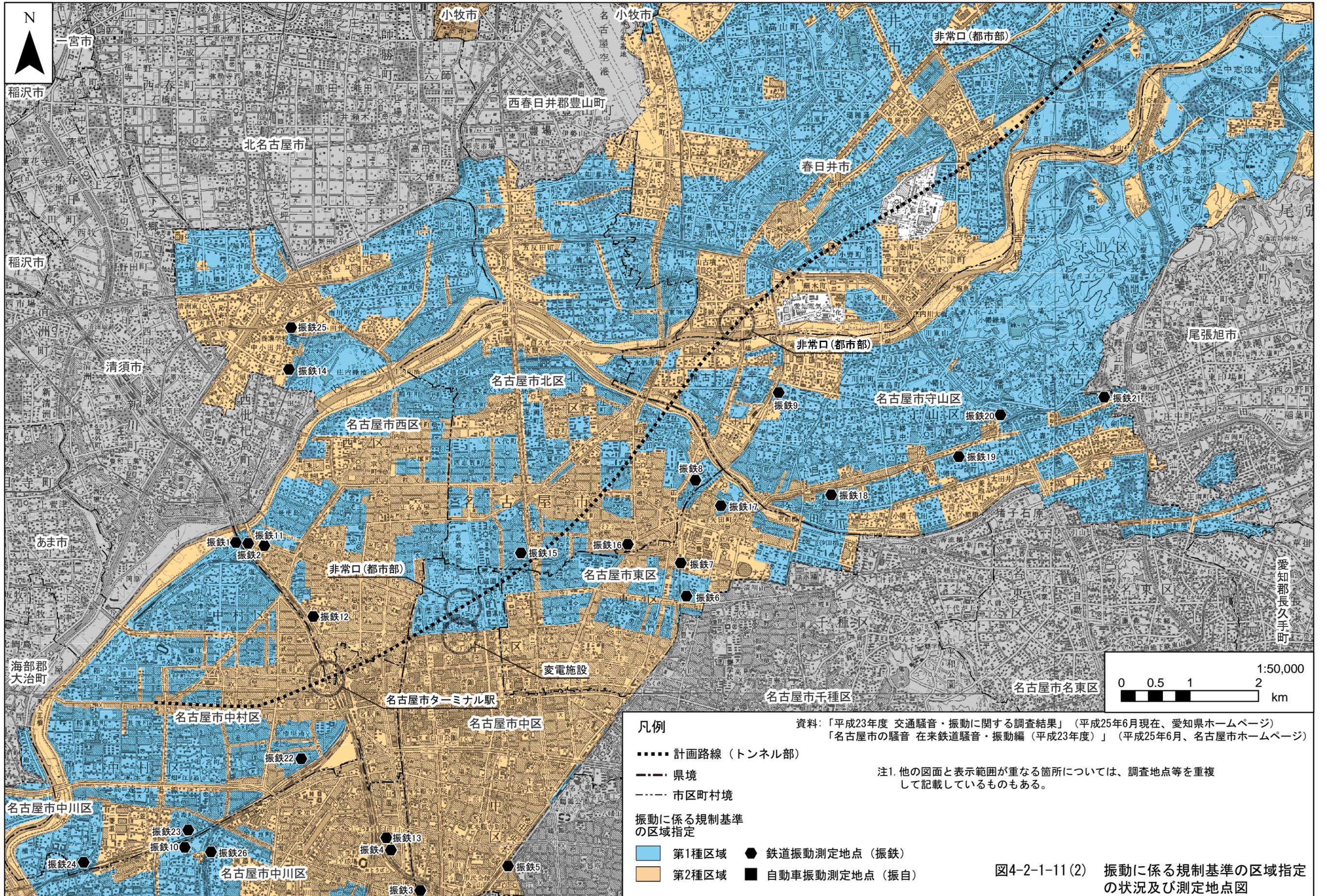
振動に係る規制基準の区域指定

- 第1種区域
- 第2種区域
- 鉄道振動測定地点（振鉄）
- 自動車振動測定地点（振自）

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「平成23年度 交通騒音・振動に関する調査結果」（平成25年6月現在、愛知県ホームページ）  
「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編（平成23年度）」（平成25年6月、名古屋市ホームページ）

図4-2-1-11(1) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図



**凡例**

- ..... 計画路線（トンネル部）
- - - 県境
- - - - 市区町村境

**振動に係る規制基準の区域指定**

- 第1種区域
- 第2種区域
- 鉄道振動測定地点（振鉄）
- 自動車振動測定地点（振自）

資料：「平成23年度 交通騒音・振動に関する調査結果」（平成25年6月現在、愛知県ホームページ）  
 「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編（平成23年度）」（平成25年6月、名古屋市ホームページ）

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

図4-2-1-11(2) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図

表 4-2-1-29 道路交通振動の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域	測定場所	道路名	用途地域	測定結果 (L10 <sup>(14)</sup> )		要請限度値	
					昼間	夜間	昼間	夜間
振自 1	小牧市	小牧市大字小牧原新田	東名高速道路	第 1 種住居地域	43dB	42dB	65dB	60dB
振自 2		小牧市二重堀	東名高速道路	第 1 種住居地域	50dB	51dB		
振自 3		小牧市光ヶ丘 6 丁目	中央自動車道	準工業地域	31dB	31dB		

注1. 要請限度は表 4-2-1-32参照。

資料：「平成23年度 交通騒音・振動に関する調査結果」（平成25年6月現在、愛知県ホームページ）

表 4-2-1-30 新幹線鉄道振動の測定結果（平成 23 年度）

No.	地域		測定地点	路線名	用途地域	振動レベル <sup>注2</sup> (dB)	指針値 (dB)
振鉄 1	名古屋市	中村区	新富町	東海道新幹線	第 1 種住居地域	53	70

注1. 調査地点は近接側軌道中心から25mの位置。

注2. 上り下りを合わせた連続する20本の通過列車のピーク振動レベル（1列車が通過する時の測定される振動レベルの最高値）を測定し、大きさが上位半数のものを平均した値。

注3. 指針値は表 4-2-1-33参照。

資料：「平成23年度 交通騒音・振動に関する調査結果」（平成25年6月現在、愛知県ホームページ）

<sup>(14)</sup> 測定値の高い方から低い方に順に（降順）並べて、高い方から 10%の範囲内にあるものと低い方から 10%の範囲内にあるものを除外した後に残った測定値の集団の中で、最高となった測定値をいう。

表 4-2-1-31 在来線鉄道振動測定結果（平成23年度）

No.	地域	測定地点	路線名	軌道構造	振動レベル <sup>注2</sup> (dB)
振鉄 2	西区	枇杷島町字柳場	JR 東海道本線	鉄 橋	57
振鉄 3	中区	正木 4 丁目	JR 東海道本線	掘 割	50
			名鉄 名古屋本線		46
			JR 中央本線		48
振鉄 4	中川区	山王 4 丁目	JR 中央本線	直擁壁	59
			名鉄 名古屋本線		53
振鉄 5	中区	金山 5 丁目	JR 中央本線	高 架	53
振鉄 6	東区	出来町 3 丁目	JR 中央本線	掘 割	51
振鉄 7	東区	矢田南 5 丁目	JR 中央本線	鉄 橋	55
振鉄 8	北区	山田町 3 丁目	JR 中央本線	盛 土	54
振鉄 9	守山区	新守山	JR 中央本線	盛 土	60
振鉄 10	中川区	柳森町	JR 関西本線	高 架	52
			近鉄 名古屋線		45
振鉄 11	西区	枇杷島 1 丁目	名鉄 名古屋本線	鉄 橋	60
振鉄 12	西区	則武新町 3 丁目	名鉄 名古屋本線	掘 割	48
			JR 東海道本線		46
振鉄 13	中川区	山王 3 丁目	名鉄 名古屋本線	コンクリート橋	64
			JR 東海道本線		53
振鉄 14	西区	中小田井 2 丁目	名鉄 犬山線	高 架	57
振鉄 15	北区	清水 3 丁目	名鉄 瀬戸線	高 架	59
振鉄 16	北区	大曾根 1 丁目	名鉄 瀬戸線	高 架	61
振鉄 17	東区	矢田 4 丁目	名鉄 瀬戸線	直擁壁	64
振鉄 18	守山区	甘軒家	名鉄 瀬戸線	平 地	52
振鉄 19	守山区	小幡南 3 丁目	名鉄 瀬戸線	平 地	60
振鉄 20	守山区	喜多山 2 丁目	名鉄 瀬戸線	平 地	53
振鉄 21	守山区	大森 5 丁目	名鉄 瀬戸線	平 地	55
振鉄 22	中村区	下米野町 3 丁目	近鉄 名古屋線	平 地	(54) <sup>注3</sup>
振鉄 23	中村区	烏森町 8 丁目	近鉄 名古屋線	高 架	44
			JR 関西本線		46
振鉄 24	中村区	野上町	近鉄 名古屋線	高 架	40
			JR 関西本線		40
振鉄 25	西区	中小田井 5 丁目	東海交通事業 城北線	高 架	46
振鉄 26	中川区	小本 1 丁目	名古屋臨海高速鉄道 あおなみ線	高 架	42

注1. 調査地点は、原則、近接側軌道中心から12.5mの位置。

注2. 上り下りを合わせた連続する20本の通過列車のピーク振動レベル（1列車が通過する時の測定される振動レベルの最高値）を測定し、大きさが上位半数のものを平均した値。

注3. ( ) は、近接側軌道中心から25mの位置での測定値。

資料：「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編（平成23年度）」

（平成25年6月現在、名古屋市ホームページ）

### イ. 振動に係る規制基準等

振動に係る規制基準等は、表 4-2-1-32 から表 4-2-1-35 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域は振動規制法に基づく規制区域に該当する。

**表 4-2-1-32 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度**

(振動規制法(昭和51年法律第64号))  
(昭和52年愛知県告示第1049号)  
(昭和61年名古屋市告示第113号)

区域の区分		要請限度 (dB)	
		昼間	夜間
		午前7時から 午後8時まで	午後8時から 午前7時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

**表 4-2-1-33 新幹線鉄道振動に係る指針値**

(昭和51年環大特第32号)

指針	70dBを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
----	---------------------------------------

注1. 上り下りを合わせた連続する20本の通過列車のピーク振動レベル(1列車が通過する時の測定される振動レベルの最高値)を測定し、大きさが上位半数のものを平均した値を評価値とする。

**表 4-2-1-34 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準**

(振動規制法(昭和51年法律第64号))  
(昭和51年環境庁告示第90号)  
(昭和52年10月17日愛知県告示第1047号)  
(昭和61年名古屋市告示第111号)

(県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号))  
(市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号))

	午前7時から午後8時まで	午後8時から午前7時まで
第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60dB	55dB
第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域	65dB	55dB
近隣商業地域・商業地域・準工業地域	65dB	60dB
都市計画区域で用途地域の定められていない地域(市街化調整区域)	65dB	60dB
工業地域	70dB	65dB
工業専用地域	75dB	70dB
都市計画区域以外の地域	65dB	60dB

注1. 振動規制法については、北設楽郡の設楽町、東栄町及び豊根村を除く県内市町村の都市計画法の工業専用地域及び都市計画区域以外の地域(岡崎市、豊田市及び新城市を除く)を除く区域が規制の対象となる。

注2. 愛知県及び名古屋市条例については、愛知県内及び名古屋市内全域が規制の対象となる。

注3. 工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

注4. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

表 4-2-1-35 特定建設作業に係る振動の規制基準

(振動規制法(昭和51年法律第64号))  
 (昭和52年10月17日愛知県告示第1048号)  
 (昭和61年名古屋市告示第112号)

(県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号))  
 (市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号))

規制の種類	地域の区分	基準
規制基準	①②③	75dB
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注1. 規制基準は振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2. 振動規制法については、北設楽郡の設楽町、東栄町及び豊根村を除く県内市町村の都市計画法の工業専用地域及び都市計画区域以外の地域(岡崎市、豊田市及び新城市を除く)を除く地域が規制の対象となる。

注3. 愛知県及び名古屋市条例については、愛知県内及び名古屋市内全域が規制の対象となる。

①の地域	ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域(市街化調整区域)及び都市計画区域以外の地域 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域
②の地域	工業地域(①地域のイの区域を除く。)
③の地域	工業専用地域(①地域のイの区域を除く。)

## ウ. 苦情

愛知県の振動に係る発生源別苦情受理の状況は、表4-2-1-36に示すとおりである。苦情件数は105件であり、建設業に起因するものが57件と最も多くなっており、次いで製造業が12件となっている。

対象事業実施区域を含む周辺市の振動に係る苦情新規直接受理件数の状況は、表4-2-1-37に示すとおりである。名古屋市が54件で最も多くなっている。

表 4-2-1-36 振動に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	—
林業	—
漁業	—
鉱業	—
建設業	57
製造業	12
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	—
運輸業	2
卸売・小売業	1
金融・保険業	—
不動産業	—
飲食店、宿泊業	—
医療、福祉	—
教育、学習支援業	—
複合サービス事業	2
サービス業（他に分類されないもの）	5
公務（他に分類されないもの）	2
分類不能の産業	1
個人（会社・事業所以外）	5
その他（会社・事業所以外）	15
不明（会社・事業所以外）	3
合 計	105

資料：「平成23年度公害苦情調査」（平成25年6月現在、総務省ホームページ）

表 4-2-1-37 振動に係る苦情新規直接受理件数（平成 22 年度）

	犬山市	小牧市	春日井市	名古屋市
件数	—	—	4	54

資料：「平成24年度刊愛知県統計年鑑」（平成25年6月現在、愛知県ホームページ）

#### 4) 悪 臭

##### ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲において悪臭の測定は行っていない。

##### イ. 悪臭に係る規制基準等

対象事業実施区域を含む周辺市は、悪臭防止法に基づく規制地域に該当し、それぞれ敷地境界上、排出口及び排出水における規制基準が設定されている。また、小牧市、春日井市及び名古屋市は、別途、条例や要綱等により、臭気指数による指導の基準等を定めている。

##### ウ. 苦 情

愛知県の悪臭に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-38 に示すとおりである。苦情件数は1,074件であり、個人（会社・事業所以外）に起因するものが381件と最も多くなっており、次いで製造業が204件となっている。

対象事業実施区域を含む周辺市の悪臭に係る苦情新規直接受理件数の状況は、表 4-2-1-39 に示すとおりである。名古屋市が228件で最も多くなっている。

表 4-2-1-38 悪臭に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	49
林業	1
漁業	3
鉱業	—
建設業	41
製造業	204
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	—
運輸業	11
卸売・小売業	16
金融・保険業	—
不動産業	2
飲食店、宿泊業	57
医療、福祉	5
教育、学習支援業	1
複合サービス事業	5
サービス業（他に分類されないもの）	49
公務（他に分類されないもの）	4
分類不能の産業	19
個人（会社・事業所以外）	381
その他（会社・事業所以外）	59
不明（会社・事業所以外）	167
合 計	1,074

資料：「平成23年度公害苦情調査」（平成25年6月現在、総務省ホームページ）

表 4-2-1-39 悪臭に係る苦情新規直接受理件数（平成 22 年度）

	犬山市	小牧市	春日井市	名古屋市
件数	62	4	60	228

資料：「平成24年度刊愛知県統計年鑑」（平成25年6月現在、愛知県ホームページ）